

紀 要

第 23 号

2010.3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

近江国滋賀郡瀬田川西岸における古代道路の復元

—保良京とその周辺遺跡をめぐって—

小松葉子

1. はじめに

古代道路は単に道路としての用途だけでなく、国郡里などの行政界、条里制の施行、都城・国府・郡衙などの行政機関の設置、国分寺をはじめとする寺社の配置、城柵・軍団・関などの軍事施設の配置など、あらゆる古代的地域計画の基準線の役割をも果たしていたとされる（木下1990）。この重要な境界線・基準線となる当該道路を勢多橋東岸では東山道とみる意見が多い。

今回報告する滋賀郡南部地域と瀬田川をはさんだ対岸にあたる栗太郡には、奈良時代、近江国府が建設された。東山道と考えられる駅路は当然その付近を通過していたはずである。1980年代までは、古代道路は近世東海道に踏襲されており、勢多橋も現在と同じ唐橋の位置に架橋したものと漠然と考えられていた（木下1968・1988、桑原1978など）。

しかし、1988年（昭和63年）に古代勢多橋の橋脚が現唐橋の下流80m付近に発見され（滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会1992）、その延長上に残る、丘陵をぬって直線的に走る里道が古代道路の痕跡と考えられるようになってからは、国府近辺の歴史地理的な景観復元は飛躍的に進捗したといえる。これまで国府南縁に近接して発見されていた遺跡群が古代道路と有機的に結び付けられ、近江国府のみならず、他の官衙諸施設、対岸の近江国分寺比定地などとの配置関係があざやかに解明されることになったのである。

古代道路は勢多橋を東に渡った取り付きの市ノ辺遺跡（国府市推定地、栄原1992）をぬけたあと、いったん丘陵に上がり、堂ノ上遺跡（勢多駅家推定地、滋賀県教育委員会1975）の官衙建物群、近江一ノ宮である建部神社の南面を通過する。古代道路が近世東海道を踏襲していると考えた場合は、当該遺跡群には道路から北入りすることになる点が説明し難かったが、その不自然さは解消された。さらに道路は中路（ちゅうろ）遺跡（性格不明官衙、大津市教育委員会2008）のある丘陵を貫いて延び国府南面中軸線上で北折するようである。これが国府域へ南から進入する、いわば朱雀道にあたる。

国府域付近には複数の復元案があって未確定ながら、南門推定地で進路を若干東に変え、庁域東辺を北行した後、再び中軸線上に戻り北に直進するようである。この南北道に沿って、小字真米（まごめ）の官衙遺跡・白鳳寺院の東光寺遺跡などが所在する。

他方、分岐した東西道路は北折地点からさらに丘陵に突き当たるまで東進すると思われ、その先の丘陵上に、国衙付属の大型倉庫である惣山（そうやま）遺跡の12棟の総柱

礎石建物が一列に並び、威容を誇っている（大津市教育委員会2009）。また南に向かえば青江（あおえ）遺跡（国司館推定地、大津市教育委員会2006）がある。これらはいずれも丘陵上に造営された瓦葺礎石建建物群で、8世紀中葉から後半期にかけて国府で用いられた飛雲文軒瓦が出土する。また主軸を古代道路にあわせるなど共通点が見られ、道路を建設基軸とし、国府関連施設は当該道路上に分散して設置されていたものと考えられている（金田2002）。

2. 問題の所在

一方、勢多橋を渡った西岸では、東岸からの延長と思いき直線道路痕跡地割の存在が一部の人口に膾炙していたにもかかわらず、今ひとつ耳目を集めることがなかった（千歳2005）。

また、調査・検出された遺跡は東岸に比して少なく、近年ではわずかに石山国分遺跡と膳所城下町遺跡があるにすぎない。しかし、前者は孝謙太上天皇・淳仁天皇ゆかりの保良宮、後者は聖武天皇の禾津頓宮に比定され、後続の奈良時代遺構も検出された重要遺跡で、東岸と同様、古代道路と無関係に孤立してこれらの遺跡が存在したとは到底考えられない。

ただし、これまで周知されている瀬田川西岸古代道路の復元案は、明治期の地形図を使った足利健亮氏作製図がほとんど唯一のものである（足利1995）。それをみると、氏は地元で谷田（たんだ）と呼ばれる帯状の谷筋に東西道路を復元しており、園山と呼ばれる丘陵裾を斜行して北上する道路と、北大路と別保（べっぼ）の集落を結ぶ2ラインを、「古代道痕跡か」として提示している。しかし、これらのルートはほぼ正方位の直線痕跡を維持している東岸に比べ、方向軸がぶれる傾向にあり、後に発見されることになる前述遺跡との相関関係も明瞭ではなかった。

それゆえ、現状では、平成14年調査の石山国分遺跡の調査報告書（大津市教育委員会2002）において「保良宮・国昌寺・近江国分僧寺・近江国分尼寺は近江国府や国府と関係する官衙や寺院と勢多橋を挟んで一本の道路で結ばれていたことが想定される」と述べられるにとどまる。

また、2002年（平成15年）調査の膳所城下町遺跡の報告書（滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会2005）でも、古代道路ルートはこの足利案が踏襲されている。ただ、「膳所城下町遺跡で検出された奈良時代の遺構は主軸をほぼ南北方向をとっており、道路もこの方向軸を視野に入れる必要性」があらたに説かれ、足利案とは別視点でこれをとらえようとする提言もみられる。

さて、このように西岸ルートの解明が進まない最大の理由は、戦前から大規模開発工事にさらされ、当該道がほぼ壊滅の憂き目にあっているという事情による。

すなわち、1989年（明治22年）の東海道線全線開通、1926年（大正15年）の東洋レーヨン株式会社（以下東レ）誘致、1960年（昭和35年）新幹線工事、1963年（昭和38年）名神高速道路開通、そしてこれらに伴う人口増加と市街化の進行、各種学校の移設・新築等により、当該地域は大規模な地形改変を受けた。なにより大きかったのは15万坪とも言われる土地を占拠した東レの進出である。かつて粟津野・粟津の原と呼ばれた平野部では、古代道路はおろか、近世期の道路すら確認が困難となった。

このような中で、古代道路の復元を試みようとするならば、都市化以前の集落位置や道路位置が判明する大正元年陸軍陸地測量部測量の1/20000地形図⁽¹⁾と、1945年米軍撮影の空中写真⁽²⁾が数少ない手がかりであった。しかしながら、陸軍製作の地形図は里道や坪の畦畔地割などの詳細が不明瞭であり、もう一方の空中写真の撮影時期にはすでに一部市街地化が開始されているなど、双方ともに資料的に限界があり、いかにも隔靴搔痒の感が強い。

ともあれ、空中写真を使用して瀬田川西岸をみると、国分台地は北側を石山・粟津の平野、南を谷田と呼ばれる帯

状の谷に挟まれた標高110m前後、西南西から東北東に向かって徐々に低くなる南北幅200mほどの舌状台地で、この東端から1kmあまり、台地上を一直線に東西行する畦畔・里道が認められる。（図1・A-C）。この痕跡は大川と呼ばれた三田川を渡り、松尾芭蕉が一時隠棲した幻住庵（げんじゅあん）のある国分山から、北にのびる丘陵端にぶつかるあたりで北に方向を変えるようだが、その先は1945年の空撮当時すでに東レ敷地となって詳細は不明となる。陸軍製作の地形図にはこの里道は全く認められない。

空中写真に見られるこの直線痕跡が、果たして西へ渡河した古代道路の延長かどうかの確認には、大縮尺の古地図の探索が急務であった。そこで、本稿では、国分地区・鳥居川地区・北大路地区・別保地区において、旧村ごとに保管されている村内地籍図を探索し提示した（図2）。また、これらに基づいて、古代道路ルートに関する私案を示し、以後の古代道路復元、ひいては滋賀郡南部地域史を考える上での一助としたい。

3. 地籍地図にみられる古代道路

(1) 国分地区地籍地図（図3）

2009年4月、筆者は某旧家に保管されていた国分地区の地籍地図を見る機会を得た。田畑の一筆まで描いた字限図



図1 空中写真に見える直線痕跡と過去の調査トレンチ

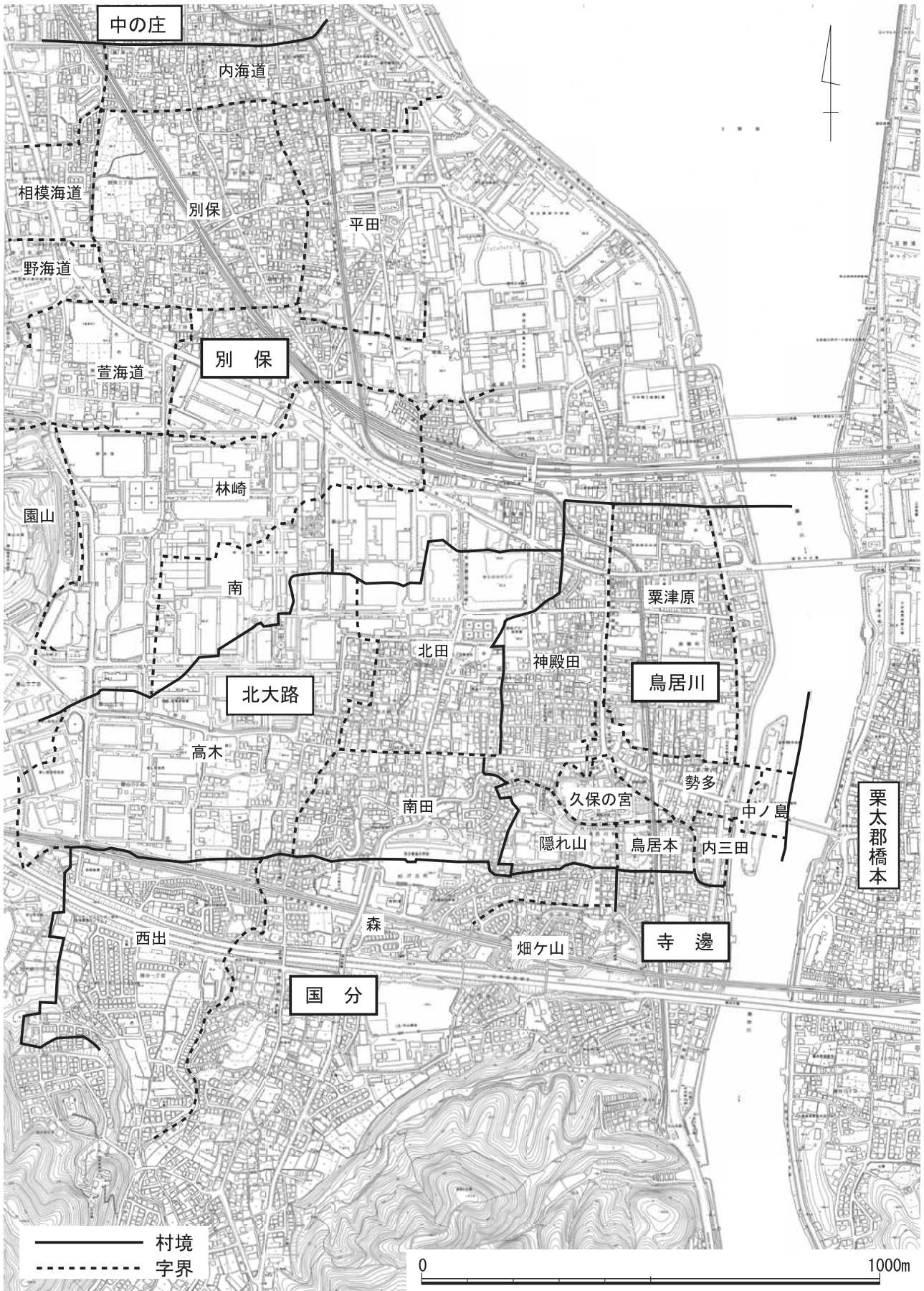


図2 旧村境と字界

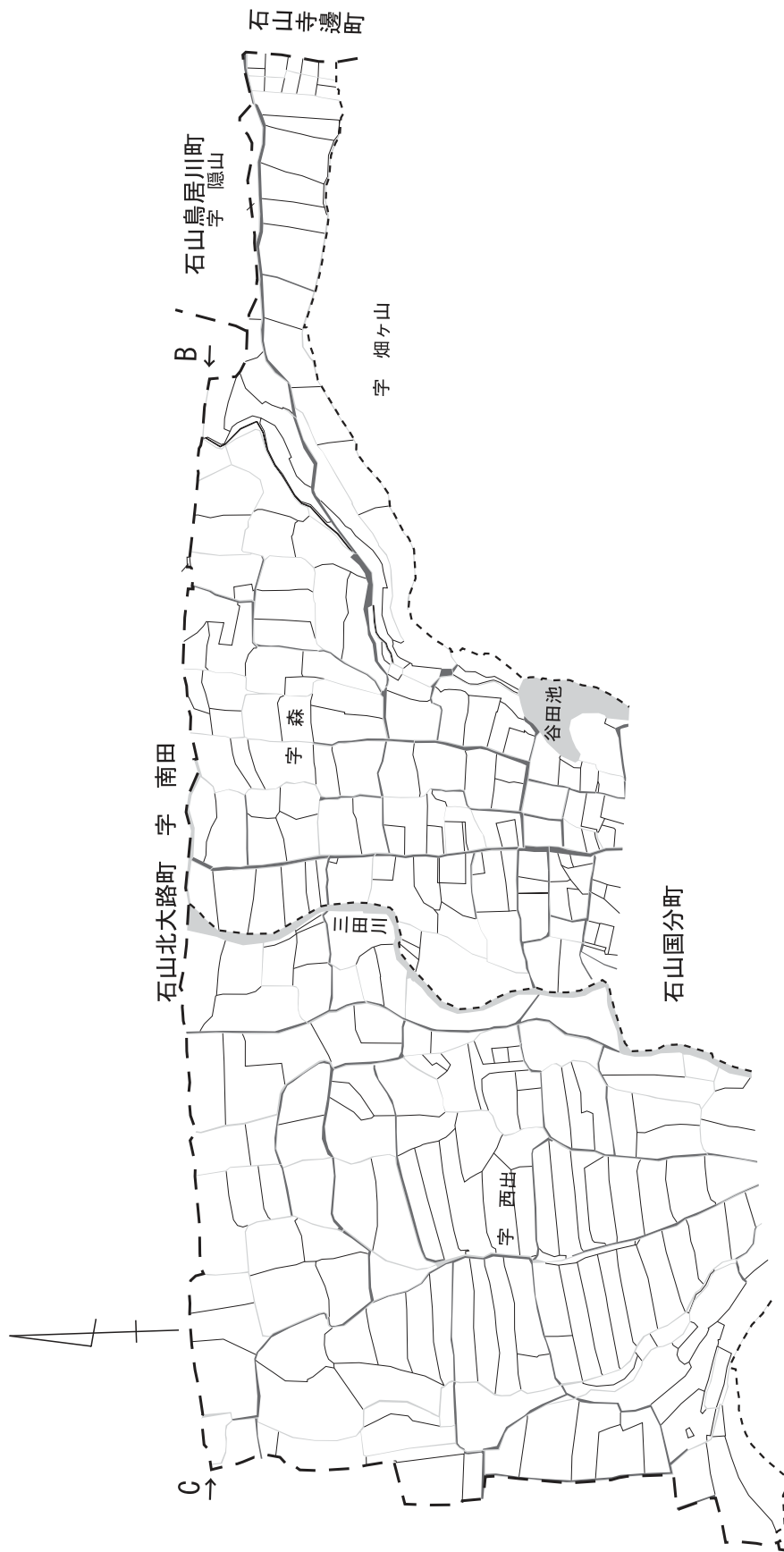


図3 国分地区地籍地図

を帳簿状につづったものと、それをおこして字ごとの地籍地図を製作したものの2種である。

地籍地図の方は、厚手の紙に、「大津市石山国分町字〇〇全図」と表題があり縮尺約600分の1との記載と方位軸が記入されており、凡例として小円の中に、道路は赤茶色、河溝は青色、字限線は点線、町界線は一点鎖線が描かれている。各筆には地番だけが漢数字で書き込まれていて、畑・田・宅地などの区別はない。広げると非常に大きく、1つの字で6畳一間を占めるほどであった。種々の特徴から見てこれらは1884年（明治17年）1月1日～1889年（明治22年）4月までに、内務省通達を受けて滋賀県が各町村に作製させた地籍地図のオリジナル版と考える（古関2004）。某家ではこの地図の帯出を禁じているため、必要箇所をデジタルカメラで撮影をさせていただき、それから起こしたものが図3である。一般に字限図から起こした全図は精度が低いとされるが、さらにそれを撮影して製図した為、画像縁辺部でひずみが生じ、残念ながら縮尺は明示できない。また、この図は、字「森」と「西出（にしで）」分の一部のみを写したもので、ほかに字「畑ヶ山（はたけやま）」・「新田」・「西山」分などが保存されている。

この地籍地図の存在によって、「森」と「西出」、両字をつなぐ北辺が図1のB-Cラインに該当し、これはそのまま国分と隣接する北大路町との一直線の境界線となっていたことが新たに判明した。

古代の主要道路はしばしば国郡里などの行政界となり、現在の都府県・市町村・大字の境、さらには小字界に踏襲されることが多い事は、先学によって指摘されている（木下1990）。これは計画道路が直線で大地に明瞭な痕跡を残すため、道路機能を失ってからも行政境界として使用されることが多かった為である。今日でも新幹線や高速道路、電車の線路などの新たな「直線」が町境界となっているのは日本中で見られる現象であろう。

『近江国滋賀郡誌 一卷 国分村誌』（滋賀県1979）中には、「官道址 相伝フ昔日東海道ハ湖浜ヲ距テテ本郡北大路村ヨリ本村田園平曠ノ中ヲ貫クト伝フ 畔路二處々老松アリ」の記載があり、琵琶湖畔沿いの近世東海道とは別に、国分・北大路村を貫いて古道が走るといふ口碑が存在していたことがわかる。国分地籍地図に残る直線状の境界線がその痕跡にあたる可能性は非常に高いといえる。

しかし、残念なことにこの地図には、道代にあたるような幅を持った地割がまったく認められない。ただ、隣接する各村には、識別可能な道代の地割の記載がある地籍地図が残存する可能性が示唆されたのである。

（2）鳥居川地区和紙公図（図4）

北大路地区・国分地区の東隣にあたる鳥居川地区は、近世東海道筋と瀬田唐橋を含み、早くから市街地化した。田畑は手ばなされ、人口移動も激しく、そのためか村内保管

の地籍地図は発見できなかった。しかし、幸い法務局で和紙公図と呼ばれる古地図を閲覧でき、それから起こしたものが図4である。現況地形図に重ねて縮尺1/4000として示した。

中ノ島を経由して瀬田川を渡り、まっすぐ北上する太い線が近世東海道、蛇行する薄いトーンは三田川である。周辺は宅地としての分筆が著しく、1914年（大正3年）開業の京阪電鉄の路線や、市街地に伴い拡張された道路数などが追加記載されている。和紙公図製作年月日は不明である。

詳細に見ると、三田川は近世東海道が北折する地点に非常に近接して蛇行している。本来はそのまま東流して、現在の唐橋付近で瀬田川に流入していたものを、道路の敷設に伴い付け替えたものかと思われる。また、現在「北大路」と呼称され、国分寺の北に敷設された故の命名という口碑のある東西街路も、流路の影響を受けて乱れている。これの整備も遅れるのではないかと考える。

瀬田川東岸では、近世東海道・中山道ルートは織田信長の土木工事によって整備されたとする指摘がある。近世における幕府の街道整備は、基本的にその時点の現状固定であり、既存の街道や橋については、その補修と管理に意を用いたという（金田2002）。

工事の時期を推定する手がかりはないが、橋を挟んで両岸に、道路・河川のルート改変の痕跡があることだけ確認しておきたい。

橋の取り付く場所の字は「勢多」で『滋賀郡誌 式巻 鳥居川村誌』には、「古跡 勢多古戦場（勢多ハ橋ノ東西ノ総称ナリ而シテ古来戦場ハ多ク橋西ナリ）」とある。また橋より北を湖とし南を川とするとの記載も見える。

さらに、瀬田川に浮かぶ中ノ島は現況の約1/3の規模しかない。いかに古代の水位が今より低く、中ノ島が現在より長大だったとしても、瀬田川両岸に残る道路痕跡を直線で結ぶルート上に島は乗ってこない。すなわち、古代には中ノ島を全く経由せず、中継地点なしに、一気に橋を架した可能性が強い。990年頃に編纂された私撰和歌集『兼盛集』から1241年編纂の『拾遺草』にいたるまで、和歌に詠われる勢多橋は一貫して「瀬田の長橋」と呼ばれている。（森本1984）。これは上述のような方法で架橋をした勢多橋の景観を髣髴とさせる。

発掘された橋脚位置により、瀬田川東岸の橋の取り付け位置・方向は動かないものと思われるので、渡河した西岸で南へクランクし、字「鳥居本」南辺を西方へ続く直線痕跡につながっていくものではないかと想定される。この直線畦畔は鳥居川村と石山寺邊村との旧村境界にもなっている。

湖岸から約300m西行した国分台地の東端に御霊神社がある。この神社は壬申の乱の敗者、大友皇子を祭神とし白鳳創祀の伝承を持っており、皇子の死亡地伝承から一帯は「隠れ山」の字をもつ。

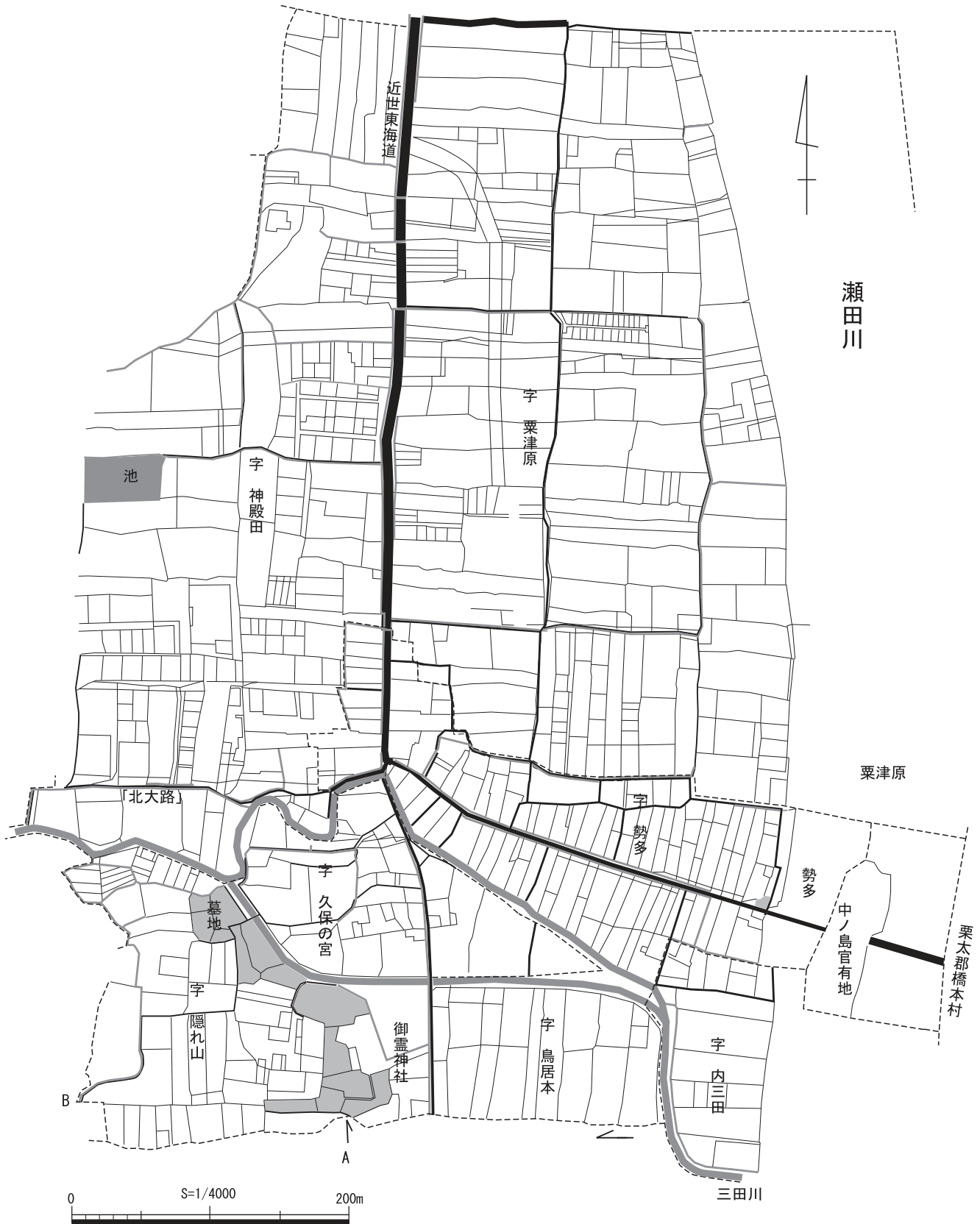


図4 鳥居川地区地籍地図



図5 北大路地区地籍地図



図6 直線道路痕跡と国分寺址標柱

神社の南側からややカーブを描いて台地にかかる現在道（A地点）があり、それにつながっていく直線A-Bが後述の国昌寺（後の国分僧寺）比定地の南辺であり、現在は雇用・能力開発機構滋賀センター（以下センター）フェンスとなっている。現況では、センターのある台地から崖面で一段落ちた後、幅10mほど細長い地割が連続して見られ、これが道代を反映していると考えられる。この不安定な切通し状の細長い地割に家屋が建てられており、家屋の建つフラット面南側はまた斜面となって谷田に落ちる。A地点のカーブは後のもので、もとは御霊神社境内から直線的に上がったものであろう。復元線上には神社の奥宮という扱いで、猿田彦を祀る小祠がある。

猿田彦は天孫族の降臨の折、道案内をした事蹟にちなみ、道の神、境の神などとされ、古道沿いに分布することが知られている（木下2009）。近江国では、隣国山城との国境、逢坂関に鎮座する関蟬丸神社上社の主神が猿田彦である。さらには、滋賀郡と高島郡の旧郡境であり、北陸道の要衝、三尾崎に鎮座する白鬚神社の祭神も猿田彦である。当該神も滋賀郡と栗太郡の郡境に祀られている。また、猿田彦は伊勢の地主神としての性格もあわせ持つ。『西宮記』・『北山抄』・『江家次第』には、会坂関を経て勢多駅にいたる伊勢使が国分寺前や勢多板橋で下馬せぬ旨の記載があり、この道が当直線道にあたる可能性は高い。小祠の存在は、境界神としての性格の他に、平安時代に伊勢道として供されたという歴史の記憶と関係するのかもしれない。

（3）北大路地区地籍地図（図5）

ここでは国分地区のようなオリジナル原図は確認していない⁽³⁾。原図を縮小コピーしてこれに彩色したものが北大路農業組合に保管されていた。表紙には「近江国滋賀郡石山村字北大路村字限図」の表題があり昭和54年12月作製の写しである。次ページの凡例には、国界・村界・同村大字界・字界・川溝・道路・堤塘・橋と分類されている。

ひとつの字を何枚かに分割し、1枚ごとに「石山村之内字北大路村 ○番 字△△ 第□図 六百分ノ壱曲尺巻分ヲ以ッテ壱間トス」の注記があり、木村権三郎のサインと印が押捺されている。方位は十字を切って東西南北の文字を四方に配している。

国分のものと大きく異なるのは、一筆ごとに地番のほか土地使用の種類を細分して書き込んであることで、田・畑・溜池・郡村宅地・葬送地・山林・原野・社地などの記載があり、より明瞭に風景をイメージできる。東レに売却した土地には「東レ」と別字で追加書き込みがあるので、少なくとも東レが大規模に社有地を構える1926年（大正15年）以前のものと判断できる。また1936年（昭和11年）に新設開校した晴嵐小学校敷地には、「小学校用地」の書き込みが見え、その四周には畦畔や溝の当初の線が残っている。開発が及ぶにつれ、漸次、道・学校用地などの書き込みを足して行ったものと推察する。土地利用の類別の記載はオリジナルにあるものではなく、写しを作製した1979年（昭和54年）以前のどこかの時点で描き加えたものであろう。

また『滋賀郡誌 式巻 北大路村誌』（滋賀県1979）には、字として「御霊社」・「御供田（ごくうだ）」・「御幸林（みゆきばやし）」・「階（きざはし）」・「神楽田（かぐらだ）」があり、付図によっておおよその場所も同定できる。『近江輿地志略』（寒川1734、以下『志略』）にもほぼ同様の、「階田」・「神楽田」・「御供田」・「御幸林」・「御領田」が示されるが、これらの小字はことごとく失われており、この地籍地図には「北田」・「南田」・「高木」・「南平」・「北平」・「山田」・「西山」などの字が残るにすぎない。

古代道路と思しき村界線を形成するのは、北大路の中の「高木」と「南田」の二つの字にあたる。これらに「北田」を加えて貼りあわせたものが図5で、図の下端ラインが国分との村界を表わしている。オリジナルがないため縮尺は判然としない。地形図に重ねておおよそ縮尺1/5000に合わせた。B-C位置は図1と図3に対応する。道代と考えられる地割は薄いトーン、山林・池・川は濃いトーンで示した。

古代道路は湖畔から徐々に高度をあげて行き、台地上がりきったところが図5のB地点で、そのまま直進すると、現存する小さな谷に落ちるため、道路は台地北側に一旦スライドして続いて行く。ここは現在、大津市立晴嵐小学校の東校門付近にあたる。

図6はこの道代部分を偶然写したもので、1938年（昭和13年）の撮影である（柴田1951）。延々と続く一段高いラインが国分地区側の地籍で、この上に、今は晴嵐小学校の西北隅に移された「史跡近江国分寺址碑」の標柱が立っている。くしくも古代道路に隣接して設置されていたことが判る。一段低い田圃が北大路地区側で、これが道代部分に当たると思われる。

820年（弘仁11年）、国分僧寺となった定額国昌寺は、瓦の分布などから、鳥居川地区の御霊神社の西裏山にあたる雇用・能力開発機構滋賀センター地先にその跡地を求める意見が多い。この寺域推定地は当該道に北接している。道路痕跡から南側はすぐ谷に落ちるため、寺域の南端をこの道路が画しているともみるのが妥当かもしれない。両者には数mのレベル差があるため、南入りするなら階段などの施設が必要である。あるいは道路痕跡がスライドするB地点を経由して、西側から寺域にいたった可能性もある。空中写真（図1）で見ると、その周辺には南北33m×東西15mほどの土壇状の荒地がみえる。地籍地図では「畑」に分類されているが、あるいは国昌寺に関する遺構であった可能性もある。現状では完全に削平され、センター敷地となっている。

道路はそのまま直線で約900m西進し、低い丘陵地帯に突き当たるところで、本道は北に屈曲するようである（C地点）。屈曲点近くの溜池⁽⁴⁾の東辺もこの北行き道路（C路）に沿って直線を呈している。この突き当たりから170mほど「南」へ延びる丘陵の切通し（図1）も道路痕跡とみるとT字路を形成している事になる。

興味深いのは、C地点より約130m東にあたるD地点からも北行き道（D路）と思われる痕跡が細長の地割（「田」・「原野」の記載）となって残っていることである。D路コーナーは、地籍地図では小学校用地となって中央部は白抜きであるが、四周に「田」として細長い地割が坪を囲むように残っており、何らかの施設の存在を想起させる。現在は東レ敷地内に取りこまれており、旧状をうかがうことはできない。

東岸道では「可能な限り谷底を直線で通し、施設のあるところでは丘陵に上がる」（金田2002）という地形利用の傾向が指摘されているので、これに従うと、国昌寺や築地塀のめぐる宅地（石山国分遺跡）を通り抜けた後、D地点から古代道路が再び谷に下りていくことも想定できる。

他方、C路はD路より最大で約9m標高の高い丘陵際を一貫して北上するようである。道代はD路に比べると明瞭でないが、T字路状に南に延びるかとも見える直線痕跡を有すること、その痕跡ラインがここでも北大路と国分の村界になっていること、また北方へ延長すると数少ない膳所平野部の遺跡である膳所城下町遺跡や膳所廃寺遺跡のごく近辺にいたること、その途中の別保地区でもこのラインが一部字境になっていることなどから、現状ではC地点で北折すると考えておきたい。

（4）別保地区地籍地図（図7）

別保（べっぼ）村の鎮守である若宮八幡宮に保管されているもので、やはり縮尺は明確でない。幅約90cm長さ180cmほどの紙に、別保村全域が青焼きコピーされている。神社の話ではオリジナル版は未見で、戦後、径溝に着色のある同寸の地籍地図をトレースしたという。現品はそれのさらに青焼きである。そのため地番、道と川溝の区別もやや明瞭さに欠け、現況地形図と照合しての判断が必要であるなど、前二者に比べると条件の悪さは否めない。

しかし、図には1889年（明治22年）に全線開通した旧国鉄東海道線はなく、近世東海道だけが主要道路として描かれている。したがって、今は東レの地下に埋もれた明治前半期の「栗津の原」の姿を今に伝えるものであることは間違いない。これにも土地種別の分類が書き込まれている。濃いトーンをかけた部分は山林・保（保有林の意か）・末山（意味不詳）・藪・林・原野などの呼称にかかるものである。川は白抜きの直線、道は薄いトーンで表わした。記載された小字名は「南」・「林崎」・「園山」・「萱海道」・「相模海道」・「別保」・「平田」・「内海道」・「野海道」・「横田」・「牛ヶ鼻」であった。

C路は字「園山」の山際からほぼ正南北を指向して徐々に平野部に降りていくが、D路に比して比較的高い海拔、約107m～100mを通る。図の北端で、別保地区と膳所地区を分かち東西のラインは篠津川である。この付近一帯は近世東海道にも近く、やや西に振る城下町の地割が乗ってく

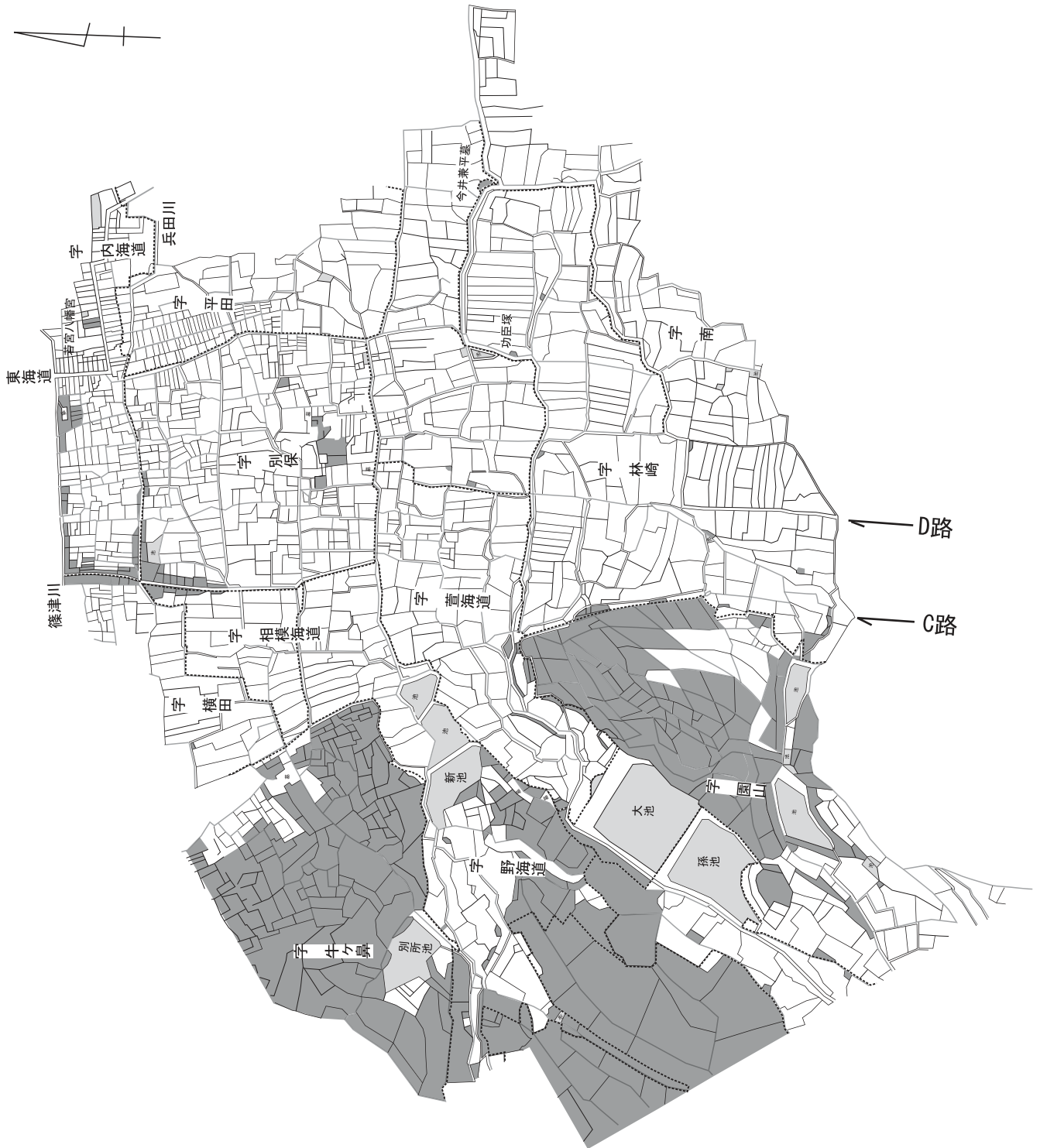


図7 別保地区地籍図

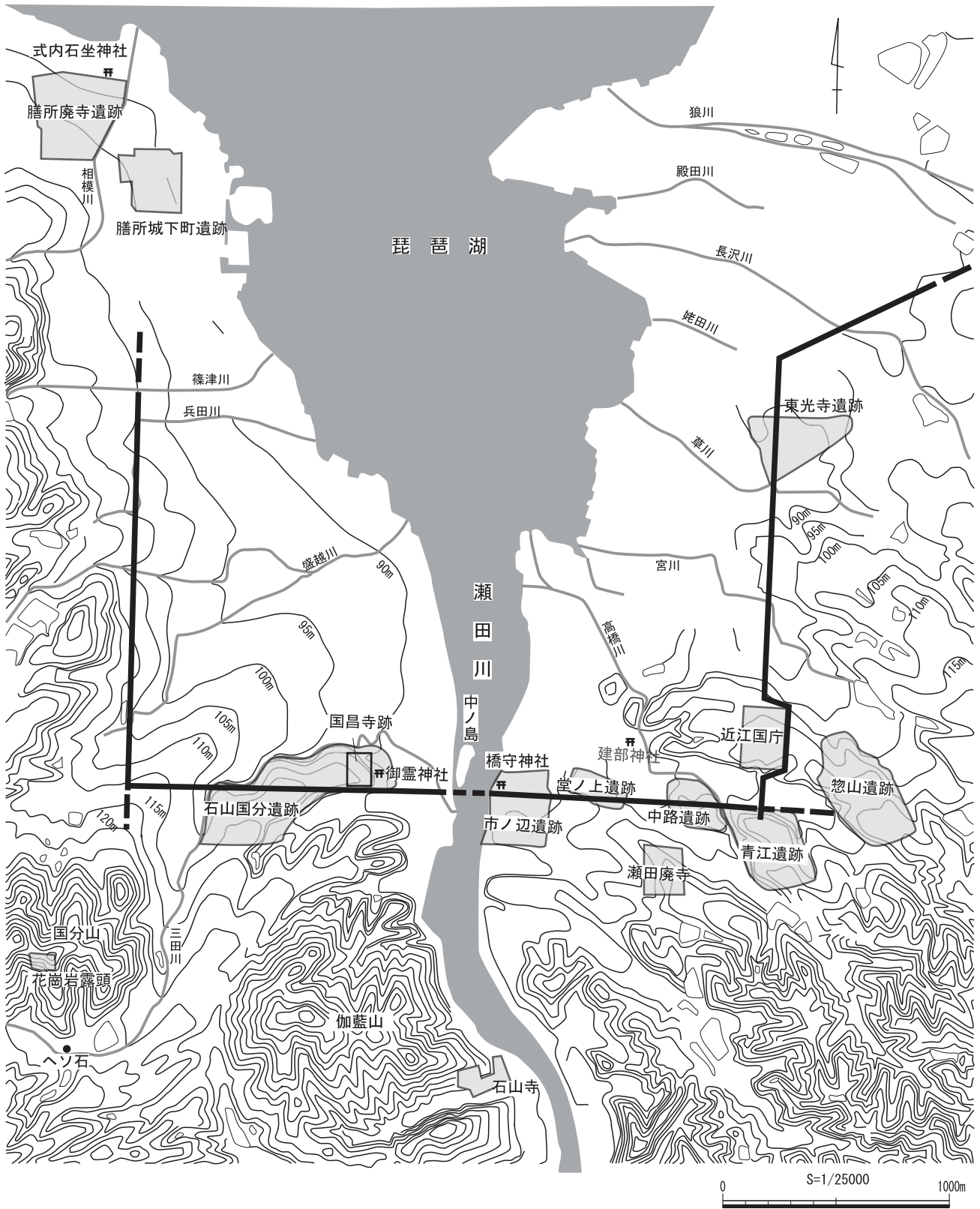


図8 復元古代道路と周辺遺跡

るため道路痕跡は判然としない。

D路はC路の約130m東を平行して北行するようで、直進で延長すると膳所城下町遺跡の東端付近をかすめ、現在の縁心寺境内周辺にいたる。付近はすでに琵琶湖畔が近く、古代道路も西北に屈折せざるを得ないと考えられるが、現況は近世城下町割に覆われ様相をうかがうことは困難である。

（5）小 結

今回痕跡を追った古代道路は、最東端は旧栗太郡大江村惣山丘陵下から、西端は旧滋賀郡別保村園山丘陵下の北折地点まで、郡境を越えて東西全長は3.1kmに及ぶ。

地籍地図に残された道路痕跡の地割幅は10m内外で、主軸はおおむねN²°Eを示し、渡河地点のとりつきの様相が一部不明瞭な他は、一連の敷設と考えても矛盾のない直線で復元できる（図8）。

道路遺構の常として当該道が建設された時期は不明といわざるを得ない。しかし、東岸では、奈良時代中期に建設が始まる近江国庁や他の官衙建物遺構群が、丘陵や谷を越えて広範に存在するにもかかわらず、主軸をほぼ一にし、それが古代道路の指向する方向と一致するという考古学的事実がある。

前述した青江遺跡からは「天（カ）平勝□」刻書の入った須恵器蓋が出土していることから、少なくとも天平勝宝年間（749～757）には中心となる遺跡群が成立していた可能性がある。この時期は745年に近江国司となり、以後13年間、規定の任期をはるかに越えて近江国司の座を手放さなかった藤原仲麻呂の権勢期に重なるため、道路敷設、国庁の整備、官衙ブロックの建設等、一連の工事が仲麻呂主導で行われたのではないかという考えにごく自然に行き着く。前代にさかのぼる遺跡分布がまばらな瀬田丘陵に、突如として道路を基準軸にした、ほぼ正南北を指向する官衙群が建設されたのは、確かに相当の経済力・政治力の発動なしでは成し得なかったことといえる。また、東岸のみならず、勢多橋対岸の一角でも、同時に保良京の造営工事が行われた可能性がある。

さて、近江国府を通過する奈良時代の東山道復元ルートは、ひとつには恵美押勝の乱の折、追討軍が採った「田原道」がそれに該当するという説（足利1985）があり、同一河川（宇治川・瀬田川）を何度も渡河することなく最短距離で平城京と近江国府を結ぶ利点がある。他方、このルートは駅路とするには、あまりに険阻、紆曲の山道が含まれる故に不適當で、宇治・山科・逢坂経由の恵美押勝の逃走ルートこそが官道であったという説（高橋1995）もあり、いまだ確定はしていない。

今般報告の瀬田川西岸道の性格を考える時、前者をとれば勢多橋東詰近辺で東山道から分岐する北陸道への連絡道となり、後者をとれば東山道そのものということになる。

長岡京に遷都あってからは当該道が東山道・東海道を兼ねることになったのは確実と思われる。名称はどうであろうとも、北国・東国と畿内を結ぶ大動脈の結節点＝勢多橋をはさみ、軍事・経済両面で国家最重要の道であるという評価は、いつの時代も、いささかも揺るぐことはなかったと言えるだろう。

4. 石山国分遺跡と古代道路

国分台地上の最初の発掘調査は、1961年（昭和36年）、大津市晴嵐小学校移転に伴うものである（大津市教育委員会1961）。当地は「国分」の地名を持ち、1734年（享保19年）初刊の『近江輿地志略』によれば、かつて国分寺の塔とも門址ともいわれる礎石が台地上にあって、「塔田」・「堂前」・「経田」などの小字が残っていたという。そこで調査は主に寺院礎石を検出することに重点が置かれたらしい。したがってかなり広い面積にトレンチをあげ、掘立柱痕跡と思われる遺構を検出しているにもかかわらず、それらはあまり注意を払われず、遺構配置およびその性格も不明といわざるを得ない。中でも一部のトレンチは、古代道路にごく近接して設営されており、当時はまだ道路痕跡の抽出など望むべくもなかったとはいえ、非常に惜しまれる。

翌1962年（昭和37年）には国鉄東海道新幹線建設工事に伴う発掘調査（2次調査）が行なわれた。この時は東西に一列に並ぶ5個の自然石礎石とそれに並行する溝、瓦溜りなどが検出された。出土遺物の検討から軒瓦には奈良時代のものであり、土器類は大半が平安時代のものであった。国昌寺比定地からは若干距離があることから別寺院（国分廃寺）に伴うもので、それを国分尼寺に充てることもできるのではないかとしている（島田1965）。

その後30年間調査は行なわれなかったが、1991年（平成3年）、共同住宅建設に伴い、2次調査のすぐ北隣に発掘区が設けられ、東西南北に配された築地側溝かと思われる奈良時代の溝と、2×6間以上の平安前期の礎石建物とそれを囲む雨落ち溝が検出された。この建物は平安時代に当地に移ってきた国分尼寺の尼坊、2次調査で検出された礎石列はその講堂などの主要伽藍の一部ではないかとの見解が示されている（大津市教育委員会2002）。

またA区とされる北端のトレンチは古代道路の推定通過地点を含み、概要図では溝状遺構や柵のような小ピット列がみられる。本報告が待たれるところである。

さて、台地上でなされた調査のうち最も注目すべきは、2002年（平成14年）、大津市が行なった大津市南消防署・晴嵐保育園建設に伴うものであろう（大津市教育委員会2002）。

この調査では「東西南北に規則正しい方格地割を伴い、かつ築地塀などの区画施設を持つ宅地」が検出され、その規模が半町から1町に及ぶこと、出土軒瓦に瀬田川東岸の国府関連遺跡群に顕著な飛雲文軒瓦が全く見られず、平城

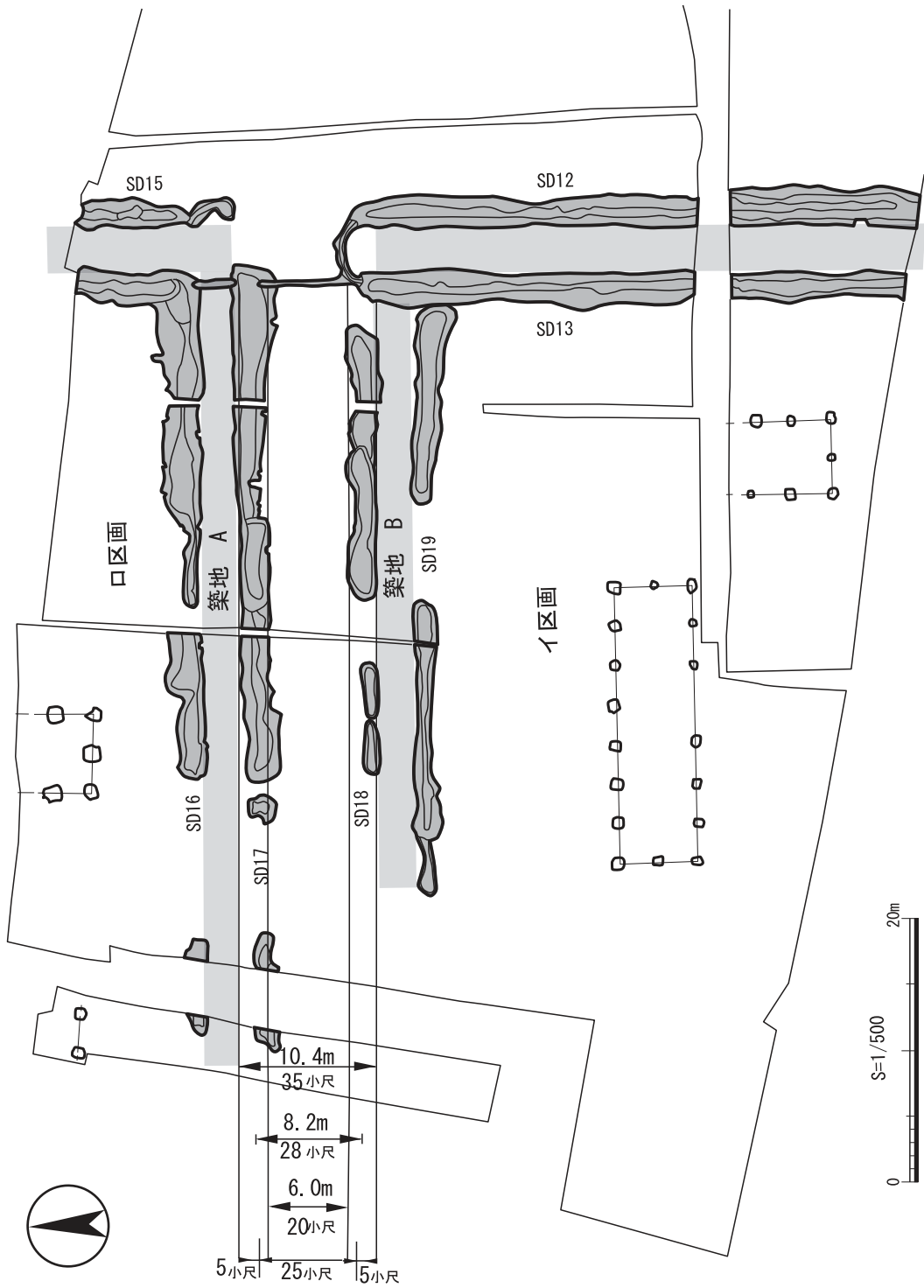


図9 石山国分遺跡 遺構配置図

宮系の軒瓦が持ち込まれている事から、造営の経済基盤が近江国ではなく、平城宮造宮省などが関与している可能性が指摘され、759年（天平寶字3年）より造営の始まった保良宮の故地をここに求める論調が強まった（林1997）。

報告書では、検出された築地に囲まれた宅地を位階五位前後の官人・貴族の住居と推定しており、一貫して「京」ではなく「宮」と述べていることから、保良京の中でも宮室にごく近い場所を調査したという見解のようである。また、明確ではないが、「保良宮、国昌寺、近江国分僧寺、近江国分尼寺と近江国庁や国庁と関係する官衙や寺院と勢多橋を挟んで一本の道で結ばれていた」とする、この「一本の道」は、半町～一町の宅地に挟まれて検出された街路を指すものと思われる。

しかし、すでに見てきたように、遺跡の北側を東西に貫く道路こそがその道にあたる。この古代道路を視野に入れると、また異なる遺跡の解釈が可能となるとと思われる。

報告書記載図面（図9、一部加筆）を参照にすると、当遺跡で検出された遺構のうち検討対象はとなるのは、築地Aの北側溝（SD16）・南側溝（SD17）、築地Bの北側溝（SD18）・南側溝（SD19）である。SD17とSD18の間が道路面となる。2本の溝は築地側溝と道路側溝を兼ねている。道路面は調査区のほぼ中央付近から西に向かって検出されているが、そのまま台地を東進し、急崖となる台地周縁まで続いていたと仮定すると、古代道路の南側を、基軸を同じくして約240m並走していることになる。

溝内側岸幅①はおおむね6.0m、溝外側岸幅②は10.4mで、これらの数値の平均値が側溝心々距離③で約8.2mである。

713年（和銅6年）に大尺の使用が禁止され、その後、土地測量はすべて小尺で統一された。石山国分遺跡の建造物が保良宮関連施設、奈良時代中期以降のものと仮定すると、まず小尺の使用を考えねばならない。①はおよそ20小尺、②はおよそ35小尺、側溝心々距離は28小尺という数値になる。ここで路面幅を20小尺と復元すると側溝幅が大きくなりすぎるので、25小尺に復元すると側溝外岸10.4m（35小尺）－路面幅7.4m（25小尺）を2等分した側溝幅1.5m（5小尺）が設計段階のプランではないかと考えられる（井上2004）。

平城京の復元道路幅をそのまま当地に持ち込むのはいささか躊躇されるが、ひとまず同時代の参考数値として石山国分遺跡のものを検討すると、検出道路は京内小路に該当するといわざるを得ない⁽⁵⁾。

また、築地に囲まれた宅地も、報告書にいう北側＝口区画の南北幅は、古代道路までの約65mで、広く見積もっても面積1/2町、東西幅によっては1/4町規模の宅地である可能性もある。

南側イ区画に関しても、南端に深い谷が入り込んでおり、同じく南北幅は最大65m余で、口区画と同程度の面積

しか想定できないだろう（図10）。

つまり、これらの遺構は保良「宮」というよりむしろ、官道沿いに整備され、小路をはさんで建設された六位～七位クラスの官人の宅地と見ることが可能である。出土瓦類は内部の掘立柱建物ではなく、街路沿いに検出された築地に葺かれたものと考えるのが妥当であろう。東岸同様、定額国昌寺に隣接するという立地、しかも主要道路沿いという威儀重視の外装を必要としたがゆえの敷設とも考えられる。

もちろん、ここに国府系の飛雲文軒瓦ではなく、宮系と呼ばれ、保良宮に集中的に供給されたとの指摘がある軒瓦（平松2003）が出土する意味は重い。これをどう解釈するかはこれからの重要な課題である。

5. 古代道路と条坊痕跡

在りし日の粟津の原の旧地割を、地籍地図を参考にして現在も残る径溝に合わせ復元すると（図11）、湖岸に近い平野部では大規模開発で不明瞭ながら、西の丘陵側付近ではC路・D路ともにその延長と見える径溝が北方の村界まで続くことが看取される。また、C・D路に直交するE・F・G・Hラインは130m間隔で、おおむね真東西を指向する。空中写真で見ると、別保地区の北に接する中ノ庄地区でも、この間隔の街路をさらに数条分認めることができる。石山国分遺跡で検出された小路も古代道路からほぼ65m南を並走している。これは言うまでもなく130mの1/2の数値である。不整形、不明瞭な部分がふくまれるのは否定できないが、これらを130m内外の正方形区画に由来する地割の名残、すなわち保良京の条坊痕跡とみることはできないだろうか。

『西大寺資財流記帳』には、保良宮の後身と思われる保良庄40町が西大寺に施入された記事が見える。「高野天皇と帝と隙あり」として両人が平城に還都し、実質的に保良京が放棄された762年（天平寶字6年）から18年、保良京造営を牽引した藤原仲麻呂＝惠美押勝の敗死から16年後の、780年（宝龜11年）のことである。当時、保良庄はすでに庄家ならびに墾田と化していたようで、内裏や役所の建物は撤去されていたらしい。この西大寺領保良庄は滋賀郡内にあることが記載されているので、保良宮の故地を瀬田川西岸に求めることは首肯されるだろう（栄原1978）。

条坊は都城における方眼の町割りであり、その最小単位は約133m四方で、これが条坊制の1町にあたる。条里は班田収受制において班給する口分田の規格を統一する必要から設けられた。他方、条坊は班給する宅地の面積を正しく算出し、これを円滑に割り当てるのにきわめて有効であった（小澤2003）。

保良宮は離宮からスタートした、非常に短命な宮であった。しかし、759年（天平寶字3年）に造営を開始し、762年（天平寶字6年）三月に諸殿・屋垣を諸国に割り当て一

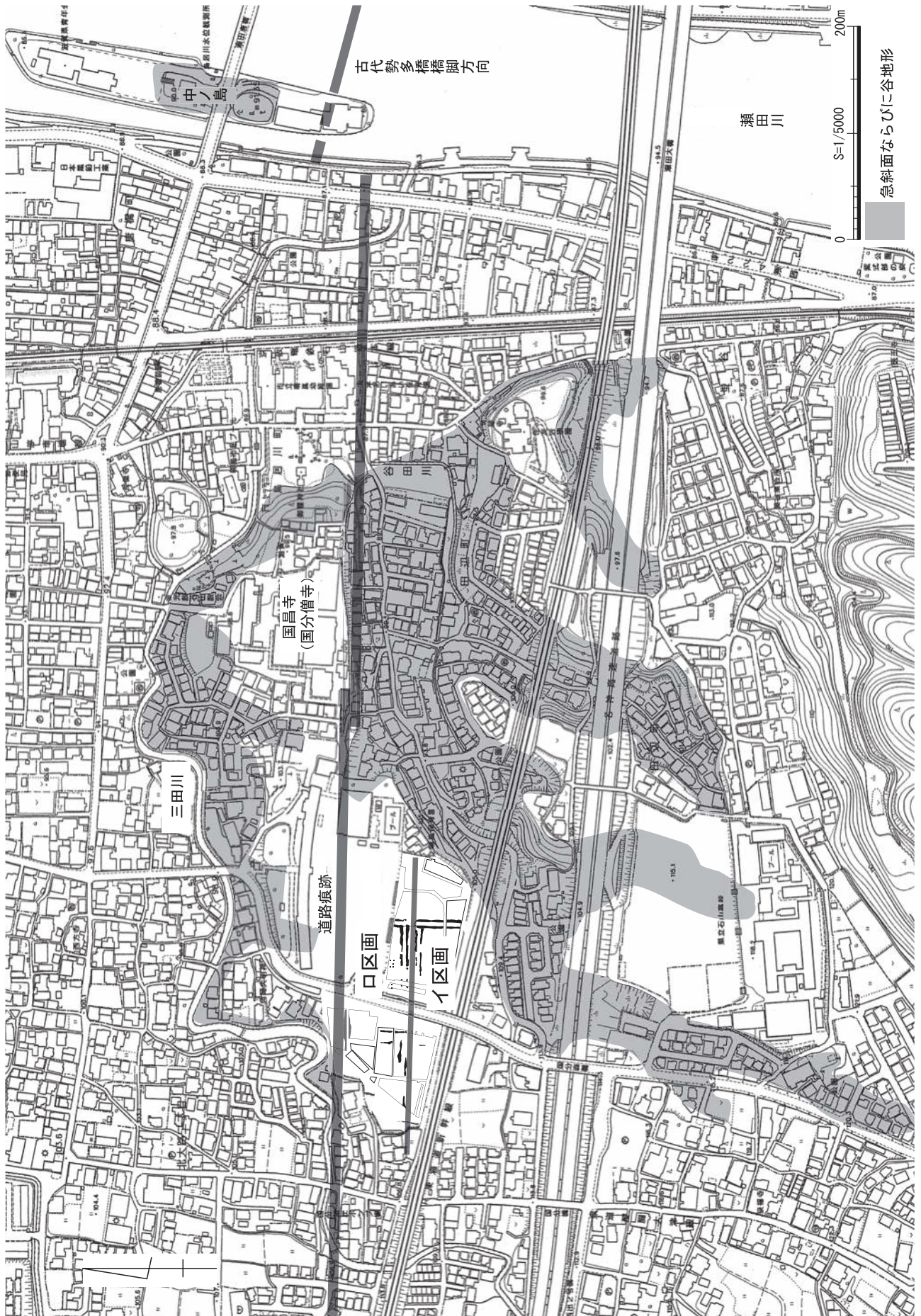


図10 石山国分遺跡と復元道路

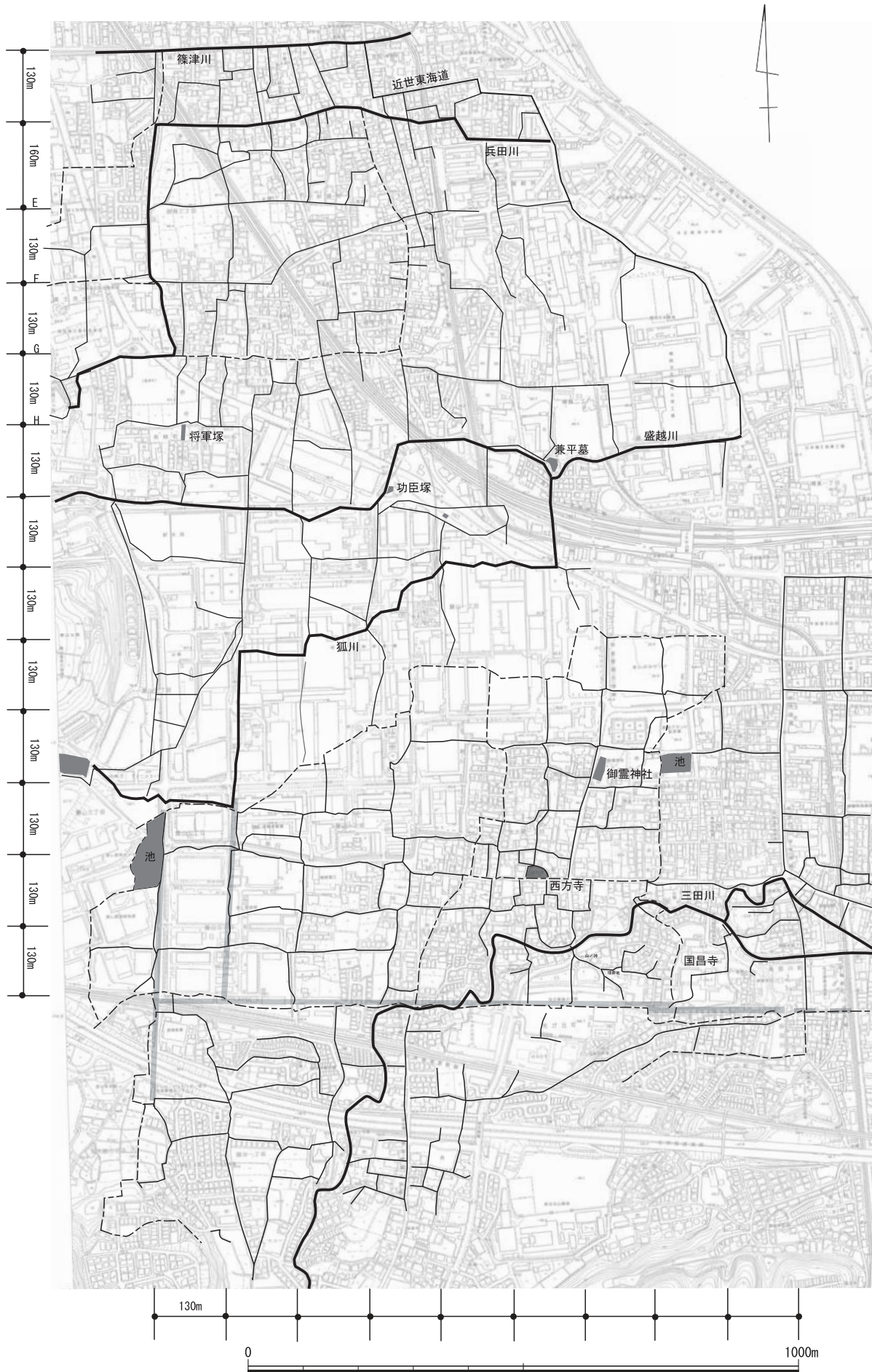


図11 粟津の原の方格地割痕跡

時に就功させるまでの期間、延々と工事は続けられている。特に『続日本紀』761年（天平寶字5年）正月には保良京における史生以上への宅地班給の記事が見える。同十月十一日には、京内の邸宅建設報奨金かと思われる稲を藤原仲麻呂以下皇族・貴族に与えており、同十九日には上皇・天皇ともに仲麻呂の女婿であり近江按察使藤原御楯の邸宅、および仲麻呂邸に行幸して歡を尽くしたとされる。両者はともに国の中枢にいた大貴族で、その別邸が保良京内に建築されたことはこの記事より確実である。

「条里の本質は口分田の班給、そして条坊は宅地の班給にあった」（北村1993）という言を借りるまでもなく、これら宅地の建設のためには条坊街区の設定が不可欠と思われる。北京としての保良京造営計画の中には、たとえ不完全・未完成のうちに遺棄されたにせよ、京域の設定、条坊プラン、その施工が含まれていたのではないかと、そして地籍地図と現在膳所地区にわずかに残る約130m間隔の地割が、そのかすかな痕跡ではないかと考える。

これらを条坊道路痕跡とみれば、これが北方に延びる以上、石山国分遺跡はむしろ京域南端に近く、内裏を想定できる場所としては現大津市石山・膳所近辺の平野部が考えられる。

先述したごとく、この近辺には膳所城下町遺跡があり、さらにそこから南西300mの旧大津紡績株式会社敷地内や敷地東側を流れる相模川で、昭和初期から戦中にかけて石山国分遺跡と同範の宮系軒瓦が収集されている（西田1989）。

膳所城下町遺跡では、聖武天皇の禾津頓宮に比定される大型掘立柱建物が人為的に解体・撤去された後、ほぼ同地点に7間×2間と3間以上×2間の南北棟が2棟、2間×4間以上の東西棟が1棟とこれらを囲む区画溝が検出された。

溝は虎口状を呈する入り口部を持ち、深さは1mあまり、その内部や縁辺に径20cm前後の杭が不規則に打ち込まれていることから、防御性を強く備えたものではないかと考えられている（滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会2005）。区画範囲は南北108m以上、東西55m以上規模が想定されており、その方向は建物、溝ともおおむねN2°Eを指し、これは今回報告した古代道路の基軸と正しく合致する。

石山国分遺跡から膳所城下町遺跡まで、2.5kmを隔てて古代道路と同一軸を指向する遺構が奈良時代後半の短期間に存続すること、ともに半町規模の区画溝に囲まれた官衙的配置を持つ掘立柱建物が建設され、また周辺からは特徴的な平城宮系軒瓦の出土が見られること、などは保良京京域の存在を強く示唆しているように思われる。

6. おわりに－今後の課題－

瀬田川西岸の古代道路は、東西方向・南北方向ともに開

発によってほぼ壊滅の憂き目にあっている。したがってその規模、施行年代、検出遺跡との整合性の確認は困難な状況というしかない。しかし、近世城下町の形成で完全に破壊されていると思われた平野部に、奈良時代にさかのぼる区画溝が存するという発見は言を重ねて強調する価値がある。細かな調査を積み重ねれば古代の地割の様相が明らかになるという見通しが立ったからである。

瀬田川東岸の近江国府近辺には、ほぼ正方位の108m四方の方格地割が認められ、それが国府域を示す指標として使用されてきた（米倉1935）。この地割が瀬田川を越えて西岸にまで続くかどうかは長く不明のままであった。市街地化が進行し、新旧街路が入り乱れて、そのうちのどれを旧地割として採択すべきか判断しなかったからである。だが図11をみれば南北方格地割が瀬田川西岸の膳所・栗津方面まで続くと見てよいと考える。これが膳所・大津を越えて下坂本以南周辺に残る南北方格地割に連続するかはさらなる調査が必要である。

瀬田川沿いの鳥居川地区字栗津原・神殿田の周辺では一辺長約108mの、東岸に類似するサイズの地割が残る。しかし、西方丘陵側には一辺長130m余のラインを読み取ることができ、これらは耕地に直結するのではない可能性を指摘した。今後は調査を重ね資料の蓄積を待って、これら異なる規矩の南北方格地割の性格、先後関係や施行時期を検討する必要がある。「幻の保良宮」はその地味な作業の後に、おのずと姿を現すのではないだろうか。拙稿がその一助となればこれに勝る喜びはない。

〔謝辞〕今回、地籍地図の探索に際して、快く蔵を探して連絡くださった奥村家、また貸し出しを快諾くださった目方守氏、若宮八幡宮に厚くお礼申し上げたい。

最後に、本稿を成すにあたっては平井美典氏・内田保之氏・辻川哲朗氏に懇切なご指導をたまわった。中でも平井氏には終始励ましと貴重な情報や資料の提供をうけた。ご厚意に謝する。

註

1. 陸軍陸地測量部二万分の一地形図「京都近傍六号」・大正元年「膳所」・明治25年「瀬田」使用。
2. 105vv25TRSR32-1315CW29MAR48使用。
3. 原図は未見だが同組合に保管されており、閲覧・帯出は禁じられた。相当大きいものようである。
4. 現東レ研究所入り口脇に池となって痕跡が残る。
5. 井上和人氏によれば、平城京では、以下の数値が導き出されている（井上2004）。
 - ・朱雀大路 側溝心々間：210大尺（74m）。
 - ・宮前面の東西道路（二条大路）：105大尺（37m）。
 - ・これ以外の大路：40大尺（14m）・70大尺（25m）。
 - ・坊中央を通る坊間道路・条間道路：25大尺（9m）でほぼ一定。

・小路：20大尺（7m）前後が多い。和銅6年以降は20小尺（6m）もある。
 ここでいう小尺は今日天平尺とも称される尺度で、最近の知見では1小尺=0.293~0.296m前後の実測値が求められている。
 ここでは1小尺=0.296mで計算した。

文献（著者名・刊行機関名50音順、刊行年順）

足利健亮（1985）『日本古代地理研究』大明堂
 足利健亮（1995）『考証 日本古代の空間』大明堂
 井上和人（2004）『古代都城制条里制の実証的研究』学生社
 大津市教育委員会（1961）『近江国分寺跡発掘調査概報』
 大津市教育委員会（2002）『大津市南消防署・晴嵐保育園建設に伴う石山国分遺跡発掘調査報告書』（大津市埋蔵文化財調査報告書33）
 大津市教育委員会（2006）『近江国府関連遺跡発掘調査報告Ⅱ－重要遺跡・青江遺跡の確認調査－』（大津市埋蔵文化財調査報告書41）
 大津市教育委員会（2008）『近江国府関連遺跡発掘調査報告書Ⅲ－中路遺跡－』（大津市埋蔵文化財調査報告書45）
 大津市教育委員会（2009）『近江国府関連遺跡発掘調査報告書Ⅳ－惣山遺跡－』（大津市埋蔵文化財調査報告書47）
 小澤 毅（2003）『日本古代宮都構造の研究』青木書店
 金田章裕（2002）『古代景観史の探究』吉川弘文館
 北村優季（1993）「条坊の論理」『日本律令制論集』上、吉川弘文館
 木下 良（1968）「近江国府の位置と交通路」『地形図に歴史を読む－続日本歴史地理ハンドブック－』大明堂
 木下 良（1988）『国府－その変遷を主にして』（教育社歴史新書44）教育社
 木下 良（1990）『日本古代律令期に敷設された直線的計画道の復元的研究』（平成元年度科学研究費補助金（一般研究C）研究成果報告書）國學院大学
 木下 良（2009）『事典 日本古代の道と駅』吉川弘文館

桑原公德（1978）「東海道」『古代日本の交通路Ⅰ』大明堂
 古関大樹（2004）「滋賀県下における明治前期作成の地籍図の再検討」『人間文化』16号、滋賀県立大学人間文化学部
 柴原永遠男（1978）「国府と保良宮」『新修大津市史1 古代』
 柴原永遠男（1992）『奈良時代流通経済史の研究』塙書房
 寒川辰清（1976）『近江輿地志略 全 新註』弘文堂書店（享保19年（1734）初刊）
 滋賀県（1979）『近江国滋賀郡誌 全』弘文堂書店
 滋賀県教育委員会（1975）「瀬田堂ノ上遺跡調査報告」『昭和48年度 滋賀県文化財調査報告』
 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会（1992）『唐橋遺跡』（瀬田川浚渫工事関係埋蔵文化財発掘調査報告Ⅱ）
 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会（2005）『膳所城下町遺跡』（滋賀県立膳所高等学校校舎改築に伴う発掘調査報告書）
 柴田 実（1951）「近江国分寺」『国分寺の研究 別冊』考古学研究会
 島田 暁（1965）「国分廃寺」『東海道新幹線工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』日本国有鉄道
 千歳則雄（2005）「保良京の都市計画プランと官道」『皇子山だより』第89号、皇子山を守る会
 高橋美久二（1995）『古代交通の考古地理』大明堂
 西田 弘（1989）「膳所廃寺」『近江の古代寺院』真陽社
 林 博通（1997）「近江における平城宮式軒瓦の二・三の問題」『堅田直先生古希記念論文集』真陽社
 平松良雄（2003）「當麻寺出土の東大寺式軒瓦をめぐって」『関西大学考古学研究室開設五拾周年記念考古論叢』関西大学
 森本 茂（1984）『校注 歌枕大観 近江篇』大学堂書店
 米倉二郎（1935）「近江国府の位置に就いて」『考古学』第6巻第8号、東京考古学会

（こまつ ようこ：調査普及課 調査補助員）